

山口地区防災計画



令和7年7月作成
山口地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 4
- (4) 洪水 7
- (5) 内水 8
- (6) 土砂災害 9
- (7) ため池 12

2 防災活動

- (1) 山口地区防災会規約 20
- (2) 平常時における防災活動 22
- (3) 中長期的な活動予定 23
- (4) 防災研修会の実施状況 24
- (5) 防災訓練の実施状況 25
- (6) その他の実施状況 26
- (7) 災害時における防災活動 27

3 資料編

- (1) 避難所・避難場所一覧 28
- (2) 福祉避難所一覧 28
- (3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 29
- (4) 災害時の情報入手先 30
- (5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 31
- (6) 山口地区防災士資格取得数（補助金利用） . . . 32
- (7) 山口地区防災資機材リスト 32
- (8) 災害「備え」チェックリスト 33
- (9) 避難行動の考え方 34
- (10) 大規模災害発生時の安否確認表示について . . 35

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

山口地区は、南海トラフ地震や紀の川の氾濫など大規模災害が発生した際、地区の一部に風水害や土砂災害の被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

落合、上黒谷、北別所、里、滝畑、谷、中筋日延、平岡、藤田、山口西、湯屋谷

②地区内の人口世帯数

・人口：3,024人 ・世帯数：1,172世帯
(令和7年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

①防災マップ 津波

防災マップ 地震・津波編
山口・川永を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/10_jishin_map.pdf

図1 山口地区防災マップ（津波）

③山口地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	山口地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

①防災マップ 風水害編

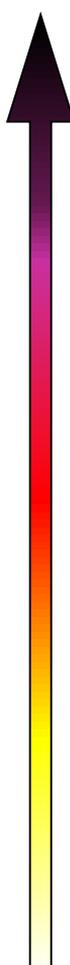
浸水する想定である。

防災マップ 風水害編
山口・川永を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/10_fusuigai_map.pdf

図2 山口地区防災マップ（風水害）

②山口地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	山口地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
 自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

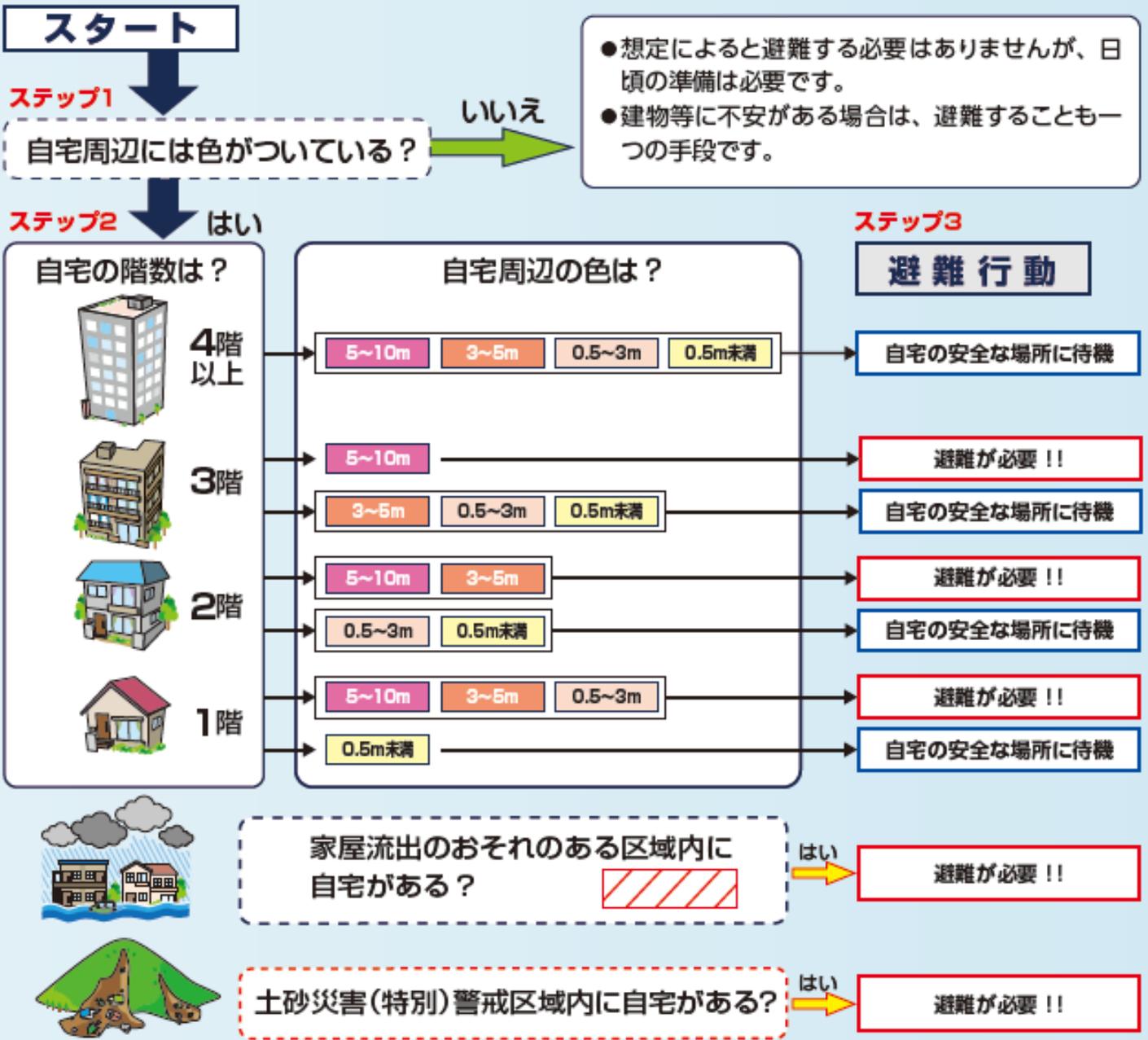


図3 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 洪水

洪水ハザードマップ

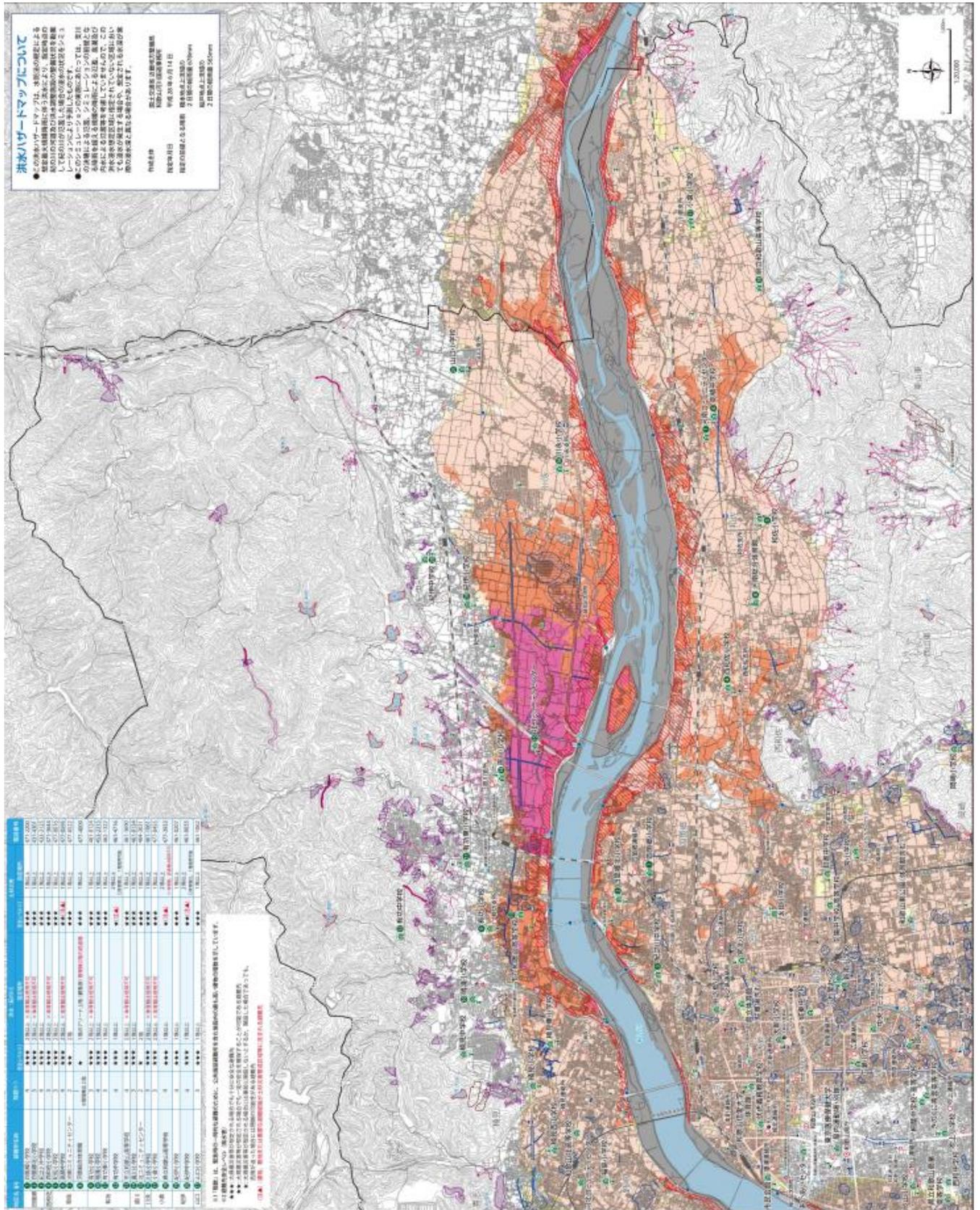


図4 山口地区洪水ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行動! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

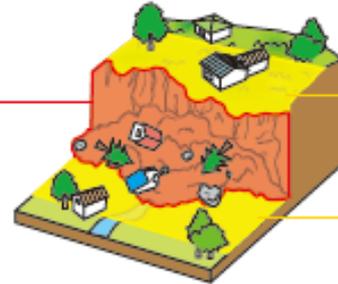


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域

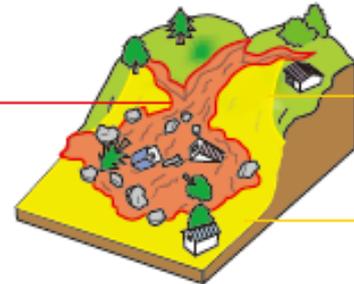


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



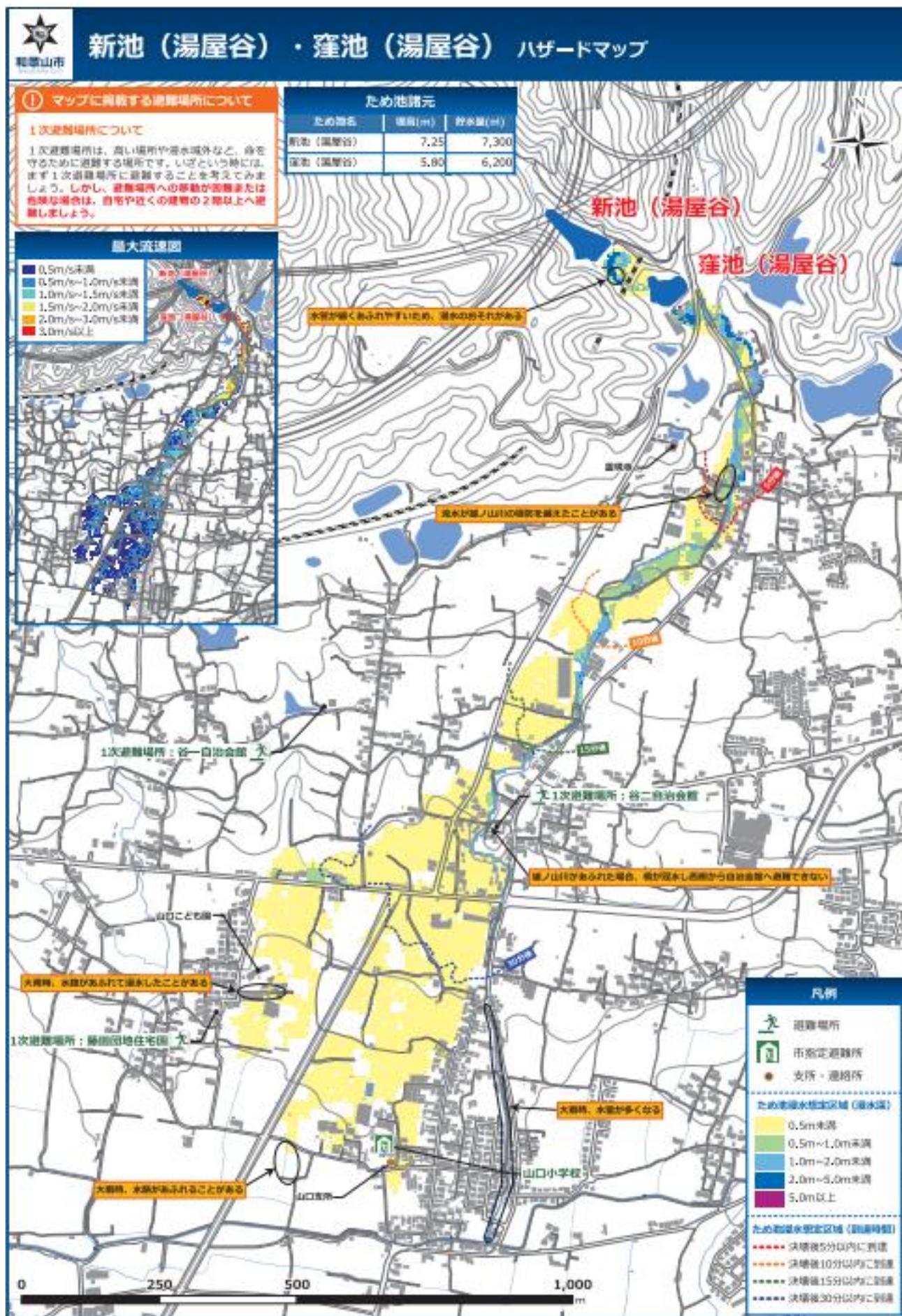
土砂災害警戒区域

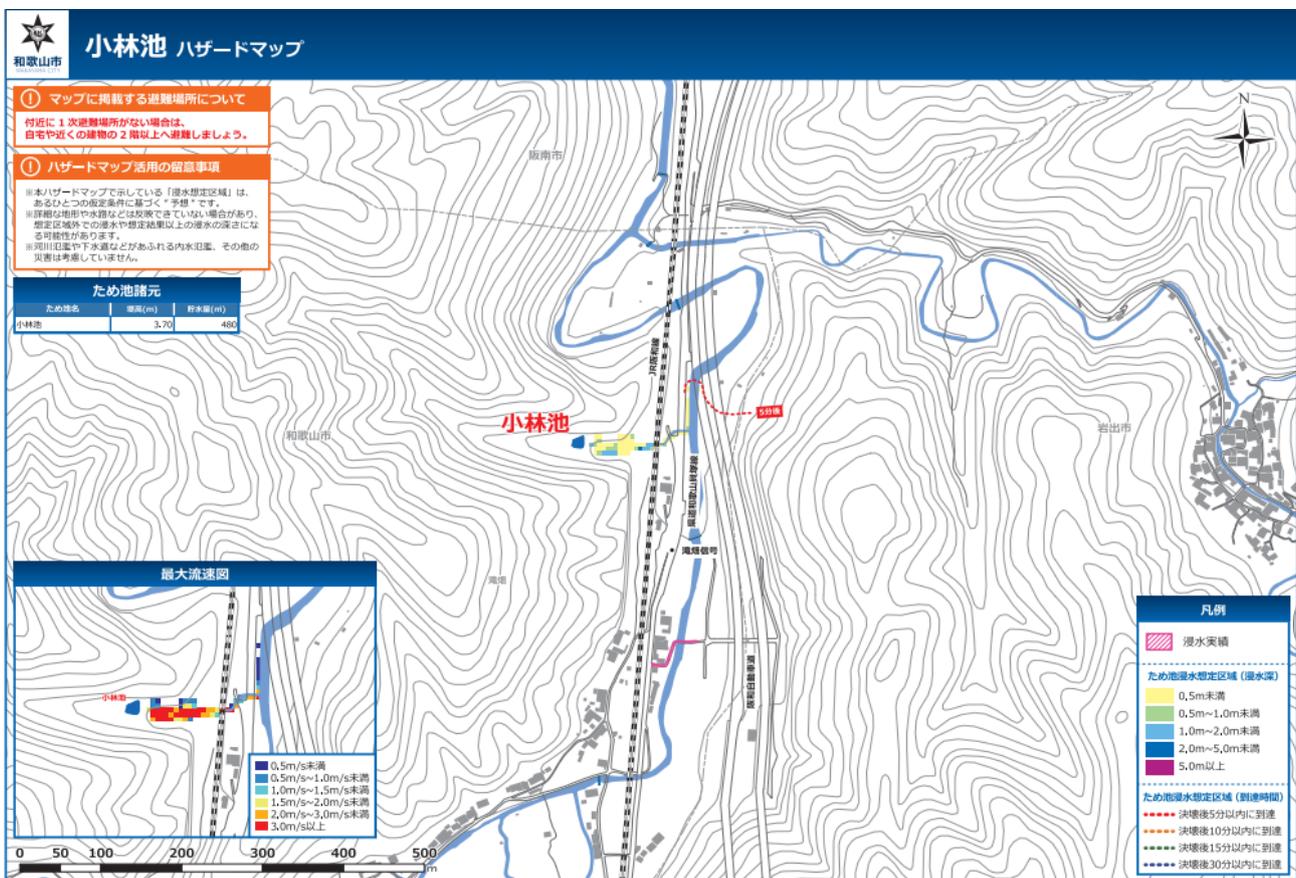
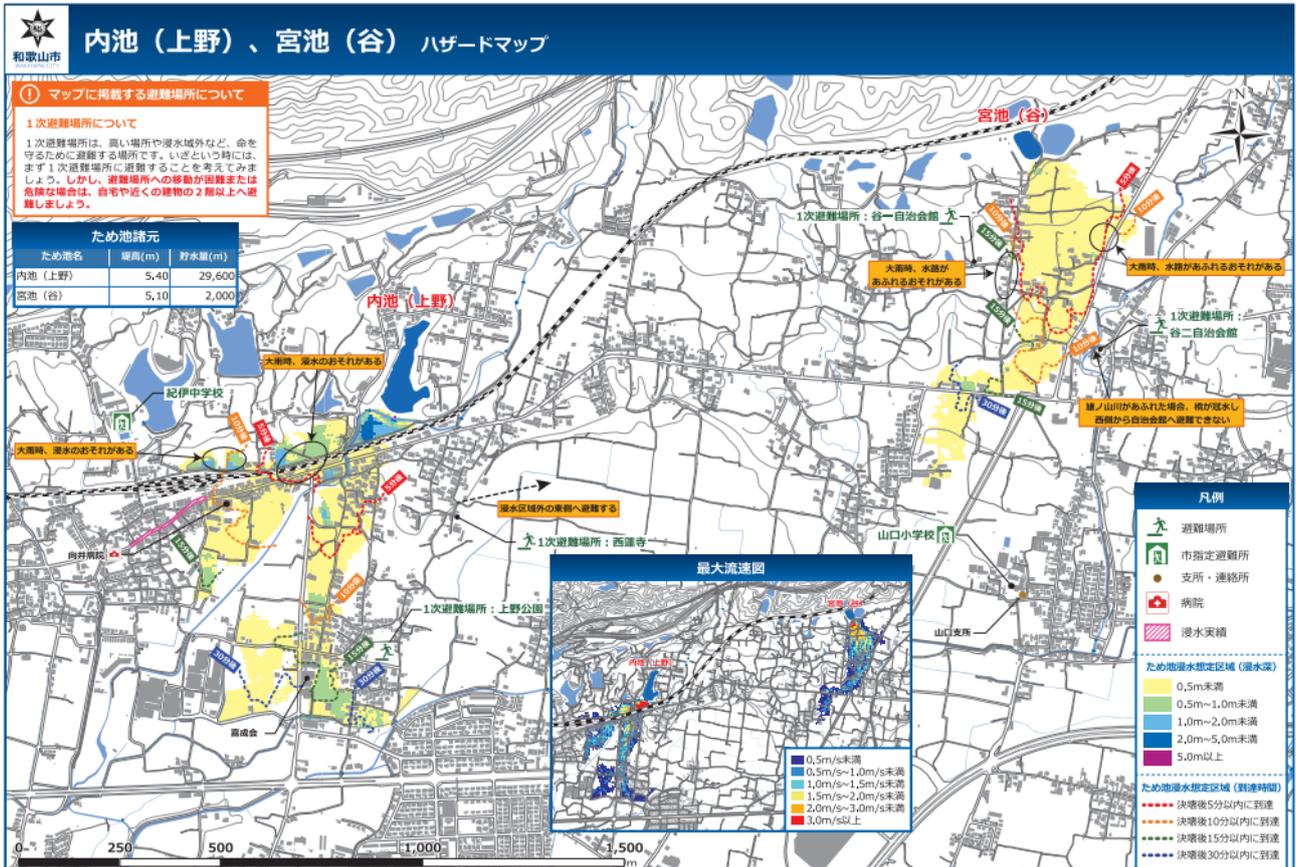
大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図8 とるべき行動と土砂災害の種類

(7) ため池

ため池ハザードマップ





上野新池・榎子池上ハザードマップ

上野新池 貯水量：1,000 m³ 堤高：10.5m

榎子池上 貯水量：30,000 m³ 堤高：7.0m

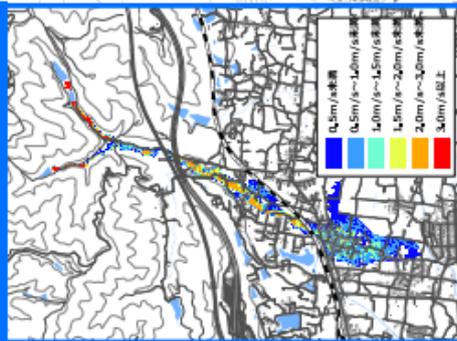
【マップに掲載する避難場所について】

〇一次避難場所について

一次避難場所は、市指定避難所ではありませんが、高い場所や浸水域外など、命を守るために避難する場所です。

いざという時には、まず一次避難場所に避難することを考えてみましょう。

最大流速図



1次避難場所：
天理教（広場）

凡例

- 避難場所
- 市指定避難所

ため池浸水想定区域（浸水深）

- 0.5m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 1.0m~2.0m未満
- 2.0m~5.0m未満
- 5m以上

ため池浸水想定区域（到達時間）

- 決壊後5分以内に到達
- 決壊後10分以内に到達
- 決壊後15分以内に到達
- 決壊後30分以内に到達

【避難時の注意点】
大雨のとき、橋に足元がつかかり、よく落ちる！

1次避難場所：黒谷自治会館

山口小学校

紀伊中学校

紀伊小学校





おんぼ池 ハザードマップ

① マップに掲載する避難場所について

1次避難場所について

1次避難場所は、高い場所や浸水区域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

② ハザードマップ活用の留意事項

- ※本ハザードマップで示している「浸水想定区域」は、あるひとつの想定条件に基づく「予測」です。
- ※詳細な地形や水質などは反映できていない場合があります。浸水想定外での浸水や想定域以上の浸水の発生は可能性があります。
- ※河川氾濫や下水道などがあふれる内水氾濫。その他の災害は考慮していません。

ため池誌元

ため池名	容量(m ³)	貯水量(m ³)
おんぼ池	4,800	2,400

凡例

- 避難場所
- 市指定避難所
- 支所・連絡所
- ため池浸水想定区域 (浸水深)
 - 0.5m未満
 - 0.5m~1.0m未満
 - 1.0m~2.0m未満
 - 2.0m~5.0m未満
 - 5.0m以上
- ため池浸水想定区域 (到達時間)
 - 決壊後5分以内に到達
 - 決壊後10分以内に到達
 - 決壊後15分以内に到達
 - 決壊後30分以内に到達

最大流速図



おんぼ池

1次避難場所：上栗谷自治会館

1次避難場所：谷一自治会館

大規模、水浸がみられる可能性がある

1次避難場所：藤田団地住宅団

家がたまりやすい

大規模、水浸がみられる可能性がある

山口町

山口小学校

山口こども館

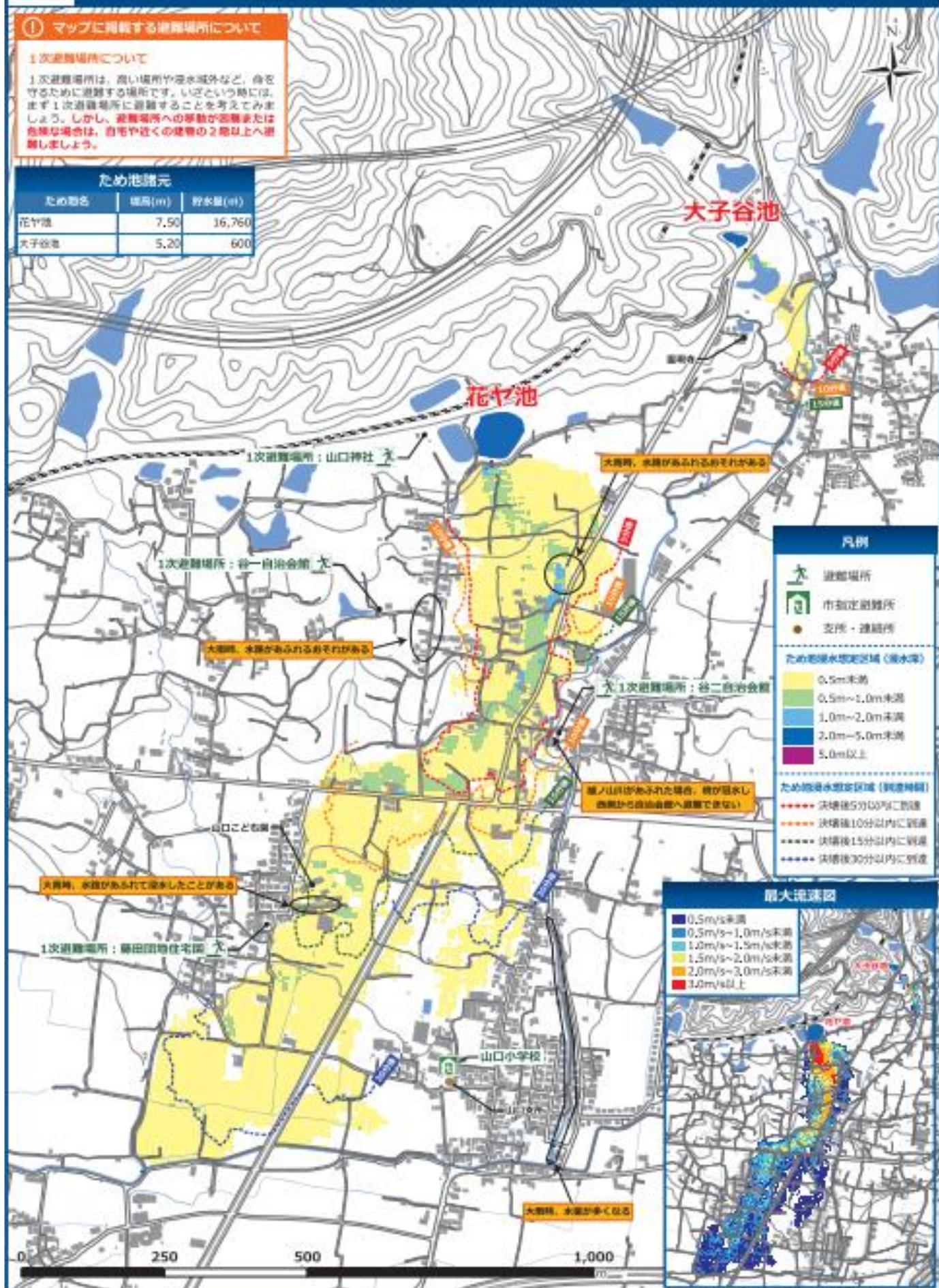


① マップに掲載する避難場所について

1次避難場所について

1次避難場所は、高い堤防や深水域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

ため池諸元		
ため池名	堤高(m)	貯水量(m ³)
花ヤ池	7.50	16,760
大子谷池	5.20	600



凡例

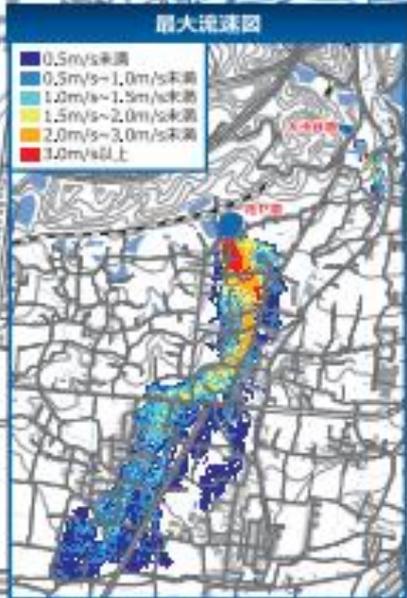
- 避難場所
- 市指定避難所
- 支所・連絡所

ため池浸水想定区域(浸水深)

- 0.5m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 1.0m~2.0m未満
- 2.0m~5.0m未満
- 5.0m以上

ため池浸水想定区域(到達時間)

- 決壊後5分以内に到達
- 決壊後10分以内に到達
- 決壊後15分以内に到達
- 決壊後30分以内に到達



① マップに掲載する避難場所について

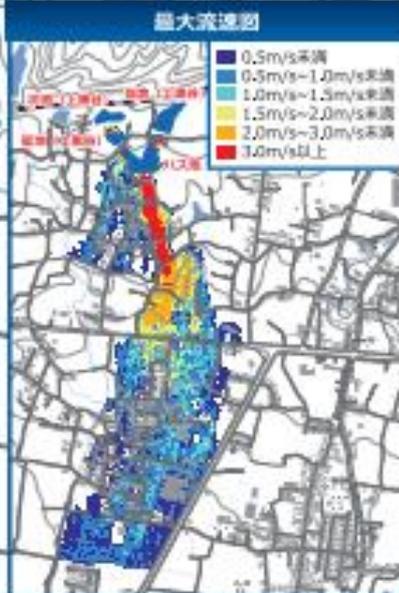
1次避難場所について

1次避難場所は、高い場所や浸水区域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

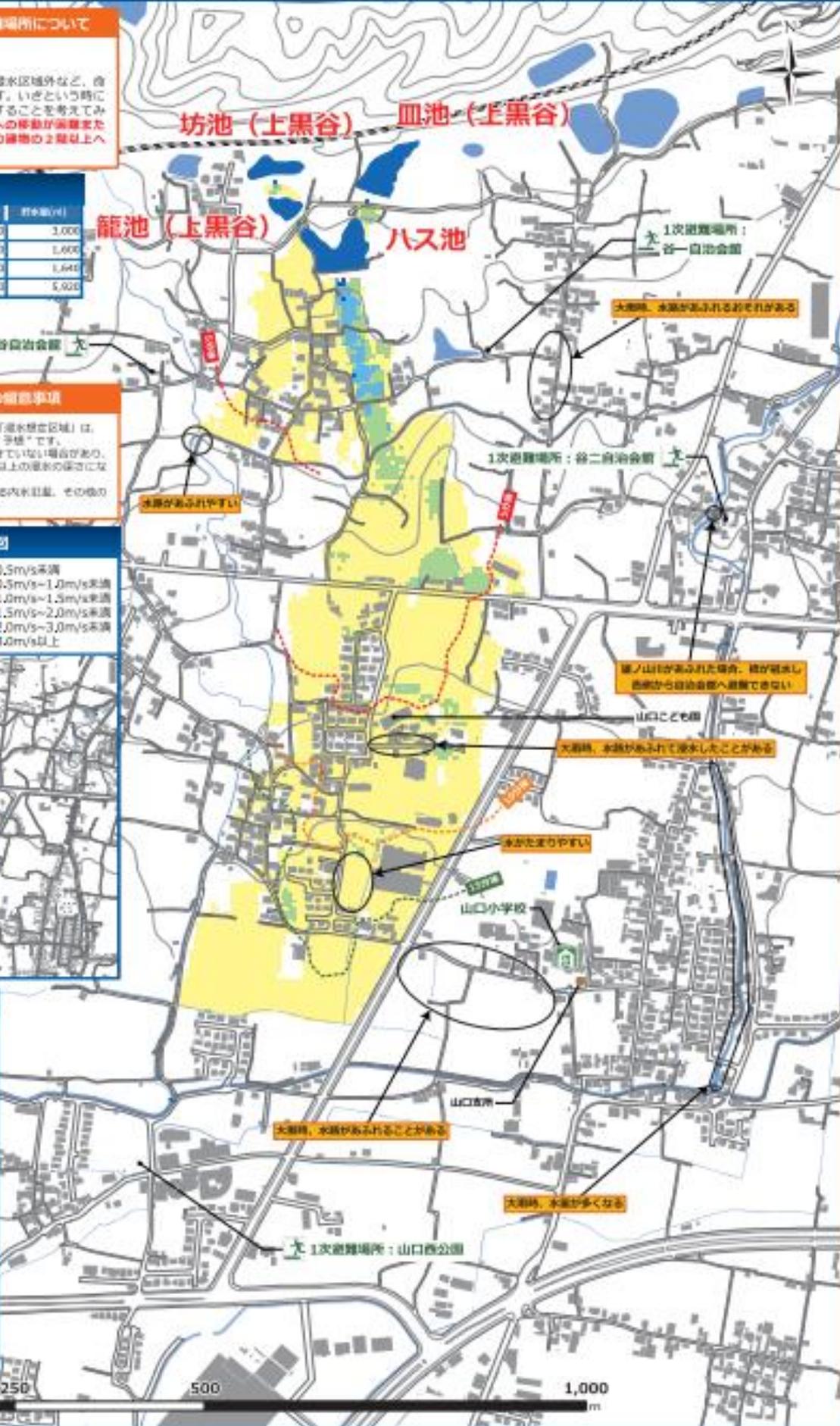
ため池諸元		
ため池名	標高(m)	貯水量(m ³)
皿池(上黒谷)	4.20	3,000
坊池(上黒谷)	3.40	1,600
籠池(上黒谷)	4.20	1,640
ハス池	4.30	5,000

① ハザードマップ利用の留意事項

本ハザードマップで示している「浸水想定区域」は、あるひとつの仮定条件に基づく「予想」です。地形や地質や水質などは反映できていない場合があります。想定区域外での浸水や想定結果以上の浸水の発生する可能性があります。河川氾濫や下水道などがあふれる内水氾濫、その他の災害は考慮していません。



- 凡例**
- 避難場所
 - 市指定避難所
 - 支所・連絡所
- ため池浸水想定区域（浸水量）**
- 0.5m未満
 - 0.5m~1.0m未満
 - 1.0m~2.0m未満
 - 2.0m~5.0m未満
 - 5.0m以上
- ため池浸水想定区域（到達時間）**
- 決壊後5分以内に到達
 - 決壊後10分以内に到達
 - 決壊後15分以内に到達
 - 決壊後30分以内に到達



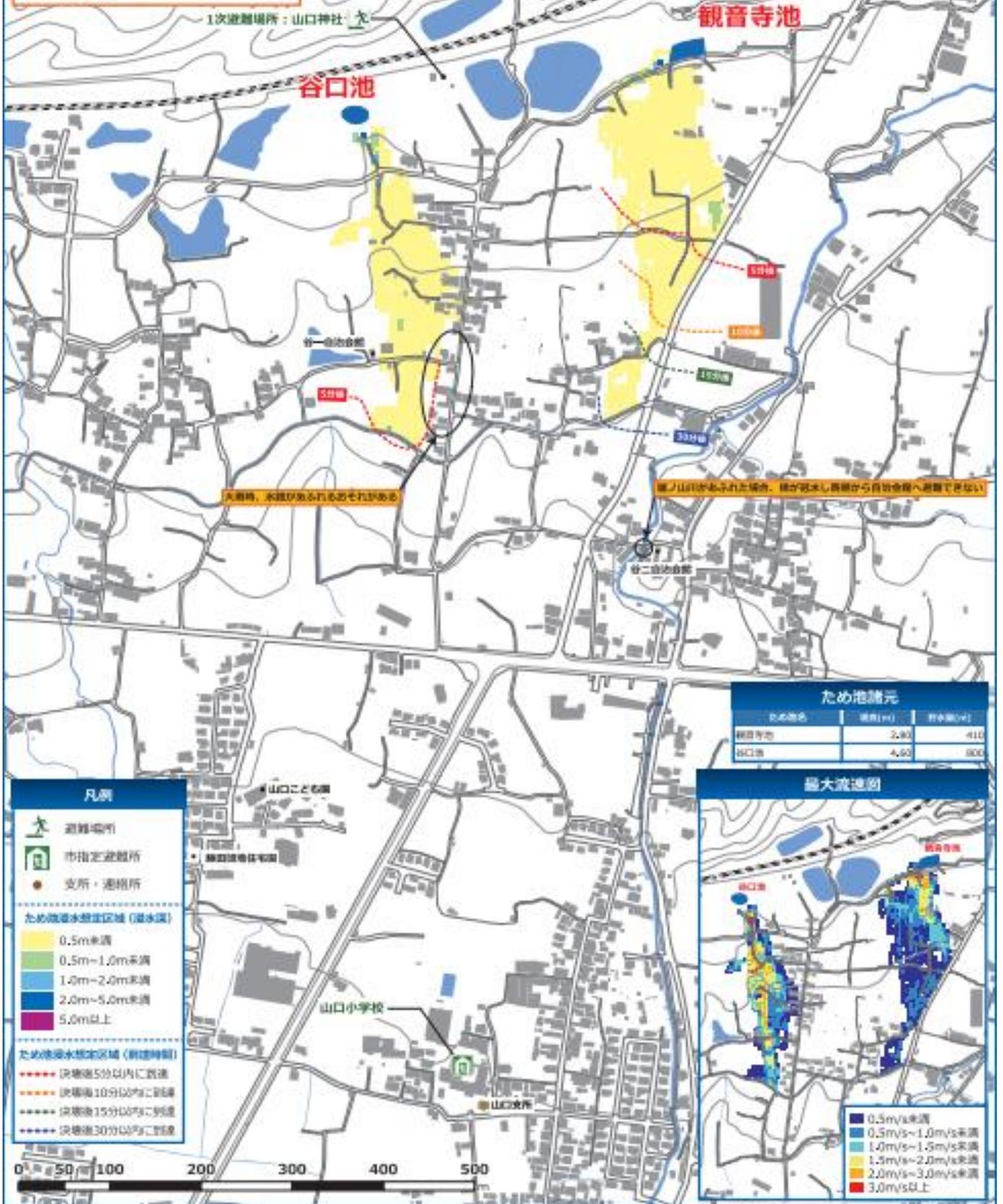
① マップに掲載する避難場所について

1次避難場所について

1次避難場所は、高い場所や浸水区域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

① ハザードマップ活用の留意事項

※本ハザードマップで示している「浸水想定区域」は、あるひとつの想定条件に基づく「予測」です。
 ※詳細な地形や水質などは反映できていない場合があります。
 ※想定区域外の浸水や浸水想定以上の浸水の深さになる可能性があります。
 ※河川氾濫や干水害などがあられる内水氾濫、その他の浸水は考慮していません。



2 防災活動

(1) 山口地区防災会規約

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、山口地区防災会（以下「防災会」と略す。）と称する。

(目 的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導・応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他必要とする事項。

(役 員)

第4条 防災会は次の役員を置く。

会長	1名	監査	2名
副会長	3名	会計	1名
常任役員	若干名		

第5条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。役員が任期途中で退任した時の後任者は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第6条
- 1 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。
但し、防火委員長は会長が委嘱する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はその職務を行う。
 - 3 常任役員は、担当部の任務遂行及び処理を行う。

(会議)

- 第7条
- 1 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。
 - 2 定例総会は、年1回、地区の定例総会に合わせて開催する。
 - 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めた時、招集する。
 - 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ開くことはできない。
 - 5 会長は、会議の長となり、議事を進行する。
 - 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(防災計画)

- 第8条
- 1 防火会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
 - 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達・出火防止・初期消火・救出・救護・避難誘導及び炊き出しに関すること
 - (5) その他必要とする事項

(雑則)

- 第9条 この会則に定めない事項で、防火会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成10年8月1日から適用する。

この会則は、平成17年5月6日から適用する。

この会則は、平成22年4月23日から適用する。

(2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種団体との協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	和歌山市の災害と防災対策	令和6年 7月6日 (土)
	民生委員を対象とした講座	令和7年 2月8日 (土)

(5) 防災訓練の実施状況

項目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練	避難、避難所の簡易トイレ組立等 約520人	平成26年度
	避難訓練等 約480人	平成27年度
	避難訓練、起震車体験、防災〇×クイズ 約500人	平成28年度
	避難訓練、情報伝達訓練 約400人	平成29年度
	災害発生時、自分の命は自ら守る（自助）、 自分たちの町は自分たちで守る（共助）活動を行う。 約500人	平成30年度
	炊出訓練等 約381人	令和5年度
	炊出訓練等 約321人	令和6年度

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年5月の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。 但し、防火委員長は会長が委嘱する。 ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はその職務を行う。
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の被害状況を把握する。 ・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・被災者の救出・救護及び応急手当を行う。
避難誘導	<p>避難者の避難誘導を行う。</p>
要配慮者の支援	<p>要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。</p>
避難所の運営	<p>山口小学校の避難所運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所にて炊き出しを行う。 ・女性の避難者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 避難所・避難場所一覧

区分	所在地(電話)	指定区分	避難先 安全レベル
山口小学校	和歌山市里146 (073-461-1062)	・ 避難所 ・ 避難場所	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波3
山口西公園	和歌山市山口西100-2	・ 避難場所	・ 津波3

(2) 福祉避難所一覧

施設名	所在地(電話)	受入対象者
特別養護老人ホーム 山口葵園	和歌山市藤田25-1	・ 要介護者
山口葵園 デイ・サービスセンター	同 上	・ 要介護者
ケアハウス 山口葵園	同 上	・ 要介護者
児童発達支援センター こじか園	和歌山市上黒谷460-2	・ 在園児

(3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関				【ガス】会社名:	
			その他		

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

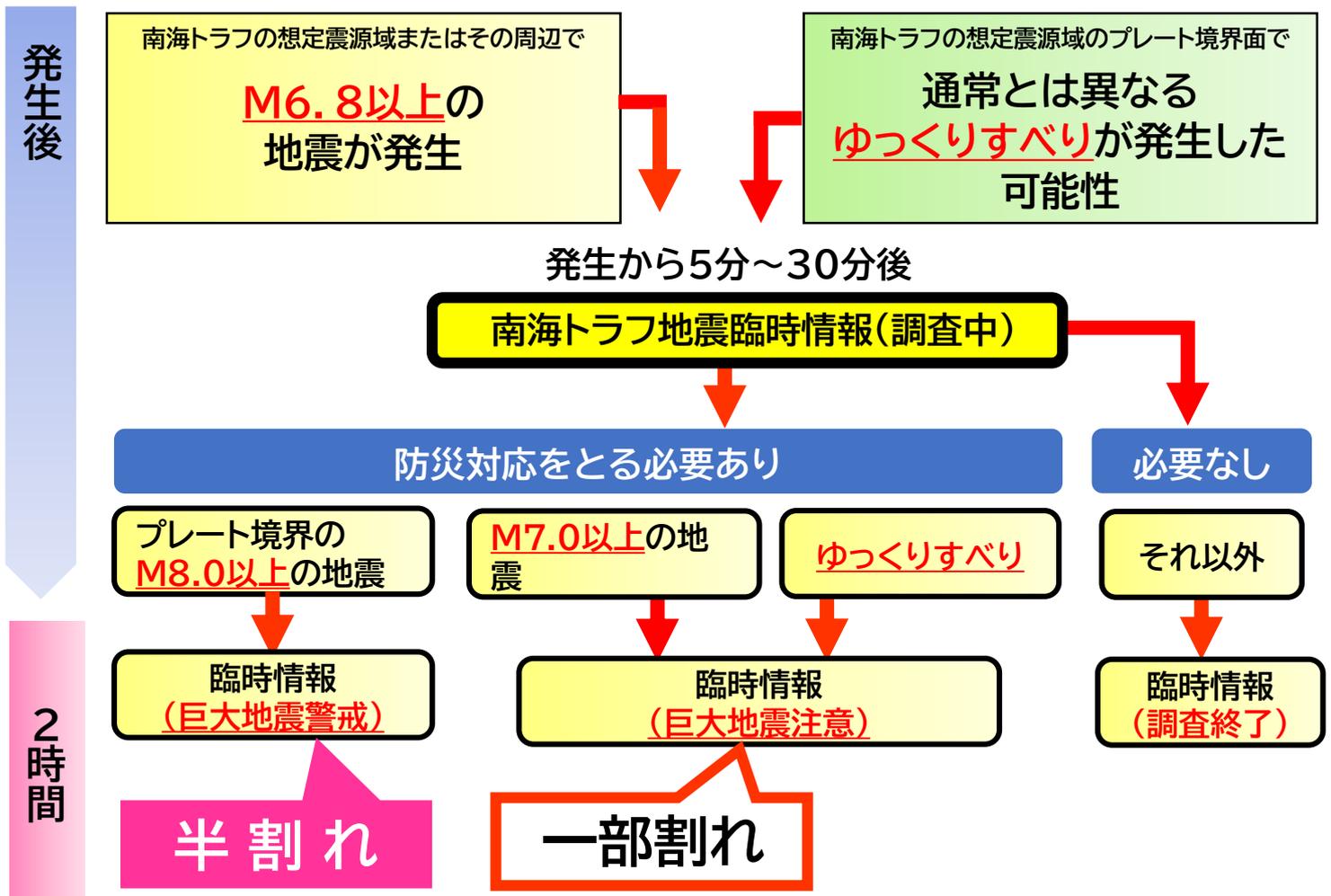
「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

伝言の録音	1 7 1 + 1 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	録音
伝言の再生	1 7 1 + 2 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	再生

(4) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 事前避難の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 	
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(8) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水/500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの/3食分)

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ヘルメット
- 衣類・下着
- レインウェア
- 懐中電灯
- マッチ・ろうそく
- 携帯トイレ
- ビニール袋
- 予備電池
- 軍手
- 救急用品(絆創膏等)
- 洗面用具
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- タオル
- アルミブランケット
- 筆記具
- ホイッスル
- 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- マスク
- 体温計
- 消毒用アルコール
- ウエットティッシュ
- ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ミルク
- 哺乳瓶
- 離乳食
- 子供用紙おむつ
- 携帯用お尻洗浄機
- おしりふき
- 子供の靴
- 抱っこひも
- 携帯カトラリー
- ネックライト
- 衣類

【女性の備え】

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないごみ袋
- 防犯ブザー
- ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- 現金
- 通帳
- 免許証
- 健康保険証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 常備薬
- お薬手帳
- 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- 毛布
- ラップ
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- カセットコンロ
- ウエットティッシュ
- ポリタンク
- ビニール袋(大・中・小) 等



(9) 避難行動の考え方



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



**行政が指定した避難場所
への立退き避難**

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅
への立退き避難**

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

**安全なホテル・旅館
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。

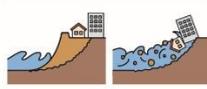


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



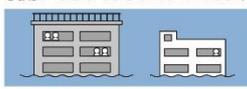
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

34

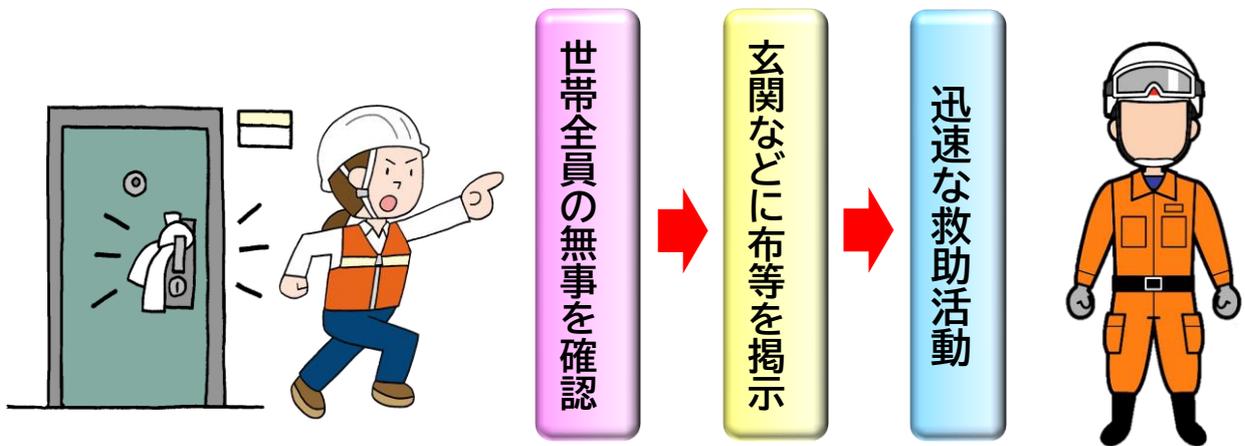
(10) 大規模災害発生時の安否確認表示について

安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認

大規模災害発生時の安否確認表示について

【ご説明資料】

安否確認表示とは、世帯全員の無事を確認できたとき、安否確認の布(タオル等)を玄関などの確認しやすい場所へ掲げることにより、救助する者が安否を確認しやすくなることで、地域における迅速な救助活動を促すものです。



自主防災組織(地区防災会)のみなさまへお願い

- ① 表示物の素材・色などを選定してください。
- ② 選定した表示物をどこに掲げるか協議してください。
- ③ 安否確認の表示物を掲げる基準を協議してください。
(震度〇強で掲げるなど)
- ④ 定期的な訓練をお願いします。



安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認